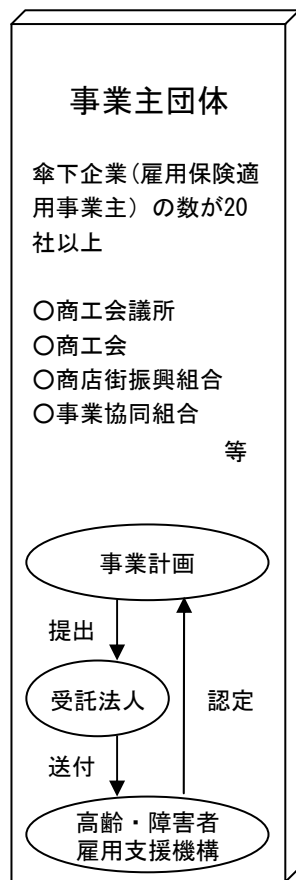


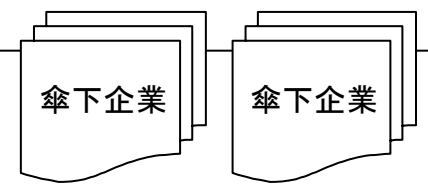
# 定年引上げ等奨励金 (高年齢者雇用確保充実奨励金)

傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む。）その他高年齢者の雇用環境の整備を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した費用及び事業の成果に応じて、最大500万円までの額が支給されます。



## 【事業実施】

- 事業主団体が、傘下の対象事業主を対象として、以下の事業を行う。
- ①高年齢者雇用確保措置の実施状況及び高年齢者の雇用状況等に係る実態調査
  - ②高年齢者雇用確保措置に関する好事例集等の作成等による周知・啓発、情報提供
  - ③専門家や先進的な取組を行う事業主を講師とする説明会の実施
  - ④専門家等の個別訪問等による相談・助言・援助
  - ⑤その他事業主団体の創意工夫により行う事業



70歳まで働ける企業の普及  
希望者全員が65歳まで働ける企業の普及  
雇用確保措置の完全実施

**【支給額】**  
次の①及び②の合計額（500万円を上限）  
事業は1年間とし、①については前期及び後期に分けて支給します。（②については基本支給額の後期分と併せて支給します。）

① 基本支給額  
事業実施のために要した費用に相当する額。  
ただし、対象企業数により下表の額を上限とします。  
なお、前期の支給額については、下表の額の半額を上限とします。

事業の対象企業数	総支給上限額 (万円)
20～100	100
101～200	200
201～	300

+

② 上乘せ支給額  
当該事業において支援対象となった企業のうち、事業の効果により

- 1 新たに希望者全員が65歳まで働ける制度を導入した企業の数
- 2 新たに70歳まで働ける制度を導入した企業の数の合計に2万円を乗じた額（上限200万円）を支給します。

この制度は平成22年4月1日以降に高年齢者雇用確保充実奨励金事業計画書を提出し、認定を受けた事業主団体に適用されます。

## 受給できる団体

イ. 労働者を使用している場合は、雇用保険の適用事業主であること

ロ. 次のいずれかに該当し、計画申請日において構成事業主(雇用保険の適用事業の事業主であること。)の数が**20社**以上である事業主団体。

- ①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により公益性の認定を受けた法人、一般財団法人、一般社団法人又は特例民法法人
- ②事業共同組合(中小企業等共同組合法に基づくもの)
- ③商店街振興組合(商店街振興組合法に基づくもの)
- ④商工会議所(商工会議所法に基づくもの)
- ⑤商工会(商工会法に基づくもの)
- ⑥上記①から⑤までの事業主団体以外であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす事業主団体であること。
  - (1)構成事業主へ確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進について特に意欲を有していること。
  - (2)組織、人員、財政能力において、構成事業主への確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進が果实的かつ適正に行われ得ると認められること。

## 対象となる事業

支給対象となる事業は、事業主団体の構成事業主に対し、次の1から5の事業を実施するものです。

### 1 対象事業主に対する実態調査

対象事業主に対する、確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進に係る効果的な取組みを行うことを目的として、確保措置の実施状況及び高年齢者の雇用状況、高年齢者の雇用を推進する上で課題となる事項等に係る実態調査(事前調査)。  
また、事業終了前に事業の成果を把握することを目的として、再度、確保措置の実施状況、事業に対する対象事業主評価等について調査(事後調査)。

### 2 対象事業主に対する周知・啓発、情報提供

対象事業主に対する確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備に係る好事例集等による周知・啓発、情報提供。

### 3 対象事業主に対する説明会の開催

対象事業主を招集し、社会保険労務士等の専門家、先進的な取組みを行う事業主等を講師とする確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備に係る説明会を開催。

### 4 対象事業主に対する専門家等による相談・助言・援助

社会保険労務士等の専門家を活用し、確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備を行うための助言・援助を必要とする対象事業主に対し、個別訪問の実施、個別相談会の開催等による相談・助言・援助。

### 5 その他、対象事業主の確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進のために事業主団体が必要と考える事業。

※ その他高年齢者の雇用環境の整備とは、賃金体系、労働時間、雇用形態等の見直し等による高年齢者の処遇の改善、高年齢者の職域の拡大、高年齢者の就労を容易にするための作業方法の見直し、作業設備の改善、高年齢者又は職場管理者を対象とする研修の実施、高年齢者の外部労働市場からの採用等高年齢者の雇用を推進するための取組みをいう。

**平成22年4月1日より高年齢者雇用確保措置の義務年齢が64歳に引き上げられます。**